

さがみ緑風園等の指定管理者の選定基準案等について

さがみ緑風園、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園の令和5年度からの指定管理者の選定にあたって、指定管理者評価委員会の意見を聴取したうえで、選定基準案を策定したので報告する。

(1) 選定基準案

選定基準案は別紙のとおり

ア 基本的な考え方

「当事者目線の障がい福祉」を県立施設が率先して実践していくため、次のとおり評価の視点を設定する。

○利用者支援や施設運営に必要な「当事者目線の障がい福祉」の理解（それを担保するリーダーシップ）

○「当事者目線の障がい福祉」の具体的な実践

- ・ 利用者一人ひとりの望みや願いを理解すること
- ・ 通過型施設を目指し、地域生活移行を実践
- ・ 虐待を許さない文化と組織・執行体制
- ・ 当事者の施設運営への参加と当事者目線の支援を実践できる人材の育成

イ 配点割合

配点割合は、「当事者目線の障がい福祉」の実践に積極的に取り組む提案を高く評価できるよう、「管理経費の節減等」の基本配点から10点を「サービスの向上」に移し、「サービスの向上」を65点、「管理経費の節減等」を10点、「団体の業務遂行能力」を25点とした。

(2) 今後のスケジュール

今後、募集要項を作成し、次のスケジュールで手続を進める。

| | | |
|------|-------|-----------------------------------|
| 令和4年 | 1月～3月 | 申請受付 |
| | 4月～5月 | 指定管理者評価委員会による評価結果を踏まえて、指定管理者候補を選定 |
| | 6月 | 第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出 |
| 令和5年 | 4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

なお、指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人により構成される団体にも拡大するなど、「神奈川県立の障害者支援施設に関する条例」及び「三浦しらとり園条例」の一部を改正する議案を今定例会に提出した。